



次世代医療基盤法

令和 3 年 2 月 1 2 日
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省医政局総務課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

次世代医療基盤法に基づく変更の認定について

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）（以下「次世代医療基盤法」という。）に基づき、令和2年11月9日、変更の認定の申請がありました。

これを受けて、主務府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）において、書類確認、「次世代医療基盤法の認定等に関する有識者・実務者会議」の開催等を経て、個人情報保護委員会に協議した上で、変更の認定をしました。

その概要は、次のとおりです。

1 申請者

- 認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）
- 認定医療情報等取扱受託事業者であるICI株式会社（以下「ICI」という。）
- 認定医療情報等取扱受託事業者である日鉄ソリューションズ株式会社（以下「NSSOL」という。）

2 主要な申請内容

- J-MIMOに係る統括管理責任者並びに匿名加工医療情報提供責任者及び医療情報取得・整理責任者を変更するとともに、J-MIMOに係る各責任者（匿名加工・解析責任者を含む。）がその職務を遂行し得なくなった際に当該責任者に代位する者を指定する。
- J-MIMO及びICIに係る情報セキュリティ責任者を変更するとともに、J-MIMO、ICI及びNSSOLに係る情報セキュリティ責任者がその職務を遂行し得なくなった際に当該責任者に代位する者を指定する。
- その他所要の変更を行う。

なお、今般の変更の認定を踏まえたJ-MIMO、ICI及びNSSOLに係る事業者概要及び事業実施体制は、別紙1及び別紙2のとおりです。